

【重要事項説明書】

1. 訪問看護事業者の概要と沿革

事業所名	医療法人愛和会 訪問看護ステーション愛和
代表者氏名	山田 祐司
所在地・連絡先	住所 : 長野市大字鶴賀1044番地2 電話 : 026-226-3843 Fax : 026-226-3841
夜間・休日の対応	緊急対応電話 または 病院（主治医）へ電話連絡
沿革	平成9年10月1日老人保健法に基づく指定を受ける 平成11年11月11日介護保険法の居宅サービス事業者の指定を受ける

2. 訪問看護ステーション愛和の従業者

- 看護師 3名以上(うち1名は管理者兼務)
理学療法士 非常勤1名(兼務)
事務職員 1名

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 事業の運営方針

- ①すべての人が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう一人一人と向き合い、日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視し、その人らしく生きることを支援します。
- ②事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関、ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③質の良い訪問看護サービスを提供するために職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

4. 営業日時・営業地域のご案内

営業日	月曜日～金曜日
休日	土・日・祝日、盆休み(8/14～8/16)、年末年始(12/30 午後12時30分～1/3)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
営業地域	長野市内（但し大岡・豊野・鬼無里・戸隠・信州新町・中条地区を除く）

*24時間対応体制を整えておりますので、緊急時などは上記時間外でも対応可能です。

5. 提供する予防訪問看護、訪問看護サービスの内容と利用料について

(1) 提供するサービスの内容

- ①病状の観察・健康管理
 - ・病気や障害の状態を観察・助言
 - ・体調に合わせた療養環境の調整・助言

- ・ 血圧、体温、脈拍、酸素飽和度などのチェック
- ② 医師の指示による医療処置、医療機器の操作援助・管理
 - ・ 主治医の指示に基づく医療処置
 - ・ 在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、胃瘻、胃管、ストマ等の管理
- ③ 服薬支援
 - ・ 服薬についての指導・相談
- ④ 褥創の予防・処置
 - ・ 褥創部の処置
 - ・ 体位変換や寝具等の調整・助言
- ⑤ ターミナルケア
 - ・ 症状コントロールや療養環境の調整などの身体的支援
 - ・ ご本人や家族への精神的支援
- ⑥ 認知症の対応
 - ・ 認知症に対するリハビリテーションを含めた対応・相談・援助
- ⑦ リハビリテーション
 - ・ 運動機能や日常生活能力の維持・向上、苦痛の緩和を目的としたリハビリテーション
- ⑧ 生活指導（相談・援助）
- ⑨ 家族指導（相談・援助）

(2) 利用料

利用料金と支払い方法につきましては別紙をご参照下さい。

6. 24 時間の対応体制について

訪問看護ステーション愛和では、24 時間の対応体制を整えております。電話での相談のうえ、状況やご希望に応じて緊急訪問をいたします。

【連絡の手順】

- ① 訪問看護ステーション愛和に電話でご相談ください。（看護師専用連絡先参照）
 - ・ 急変等の際は主治医に連絡し対応します。救急車を呼ぶ前にまずは訪問看護にご連絡下さい。
- ② ご相談内容や状況、ご希望に応じて緊急訪問をいたします。
 - ・ ご相談の際の訪問状況や交通状況によって、到着までお待ちいただくことがあります。
 - ・ 自然災害発生時は、対応が困難になることがあります。

7. 訪問看護のご利用にあたって

- ・ 病状やご希望、医師の指示に基づいて訪問予定日時を決定します。訪問予定は状況に応じて調整致しますが、全てのご希望には応じられないこともあります。
- ・ 緊急訪問等により訪問時間を明確にお伝えすることができないことがあります。
- ・ 訪問予定の日時変更を希望される場合はご連絡下さい。また、当事業者から予定変更のお願いをすることもあります。

8. 緊急時の対応

万が一サービスの提供中に病状の急変等が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、予め利用者が指定する連絡先にも連絡します。

9. 事故発生時の対応

万が一サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、ご利用者家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

但し、以下の点においては責任を負いかねますのでご了承ください。

- ① 看護師の訪問時間外の転倒・転落などの事故。
- ② 当ステーションで定められた手順に沿って行った医療処置（輸液・カテーテル挿入・吸引等）により障害を及ぼした場合。

状況により専門医の受診を検討いたします。

なお当事業所では、訪問看護事業者賠償責任保険(三井住友海上火災保険株式会社)に加入しており、訪問看護サービスの提供中に利用者への生命・身体を害したり、財産を滅失・破損及び汚損してしまった場合には、損害賠償保険を利用することができます。

10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じています。

- (1) 管理者を虐待防止に関する責任者として選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情対応体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を継発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止の対策を検討する委員会を設置しています。
- (6) 虐待防止のための指針を策定しています。

11. サービス提供に関する苦情・相談について

担当窓口： 訪問看護ステーション愛和 TEL：226-3843

担当者： 管理者 渡邊真理子

相談時間： 午前8時30分～午後5時30分

*その他、当ステーション以外に以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 長野市保健福祉部介護保険課 TEL：224-7871
- ・ 長野県国民健康保険団体連合会 TEL：238-1580

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及びその従業者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します